



< 最近の話題 > 調剤報酬改定情報(3) - 服薬管理指導料 1~4の加算などについて -

✿ 服薬管理指導料の加算

加算項目	改定後	増 減
麻薬管理指導加算	22点	無し
特定薬剤管理指導加算1 (ハイリスク薬加算)	10点	無し
特定薬剤管理指導加算2 (月1回)	100点	無し
乳幼児服薬指導加算 (6歳未満)	12点	無し
小児特定加算(新設)		
・児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者の調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、指導の内容などを手帳に記載した場合 〔「児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児」とは、人工呼吸器を装着している 障害児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児〕	350点	350点
・乳幼児服薬指導加算(12点)との併算定不可		
吸入薬指導加算 (3月に1回)	30点	無し
調剤後薬剤管理指導加算 (インスリンなどの糖尿病治療薬の適正使用の推進)		
・[対象薬局]地域支援体制加算を届け出ている薬局	60点	30点↑
・[対象患者]、[算定要件]は現行と同じ		

✿ 服薬管理指導料4 (オンライン服薬指導)

	現 行	改定後	増 減
4 情報通信機器を用いた服薬指導 (オンライン服薬指導)	43点	—	—
イ 原則3か月以内に再度の処方箋持参患者	—	45点	2点↑
□ 上記患者以外 (イで、手帳を提示しない患者も含む)	—	59点	16点↑

[算定要件]

処方箋受付1回につき所定点数を算定する。

ただし、4のイの患者であって手帳を提示しないものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、4の□により算定する。

※オンライン服薬指導に係る医薬品医療機器等法のルールの見直しを踏まえ、外来患者及び在宅患者に対するオンライン服薬指導等について、要件及び評価を見直し、以下の通り算定要件と施設基準が大幅に緩和した。

- ◆ 届け出が不要になった
- ◆ 月1回の算定上限が廃止された
- ◆ 服薬管理指導料の加算が算定可能になった
 - 麻薬管理指導加算、特定薬剤管理指導加算1・2、乳幼児服薬指導加算、小児特定加算
 - 吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加算
- ◆ 施設基準から、「オンライン服薬指導算定割合が10%以下」が削除された
- ◆ 対象患者等が、現行の「オンライン診療に伴う処方箋で対面による服薬指導をしている患者」との患者制限が撤廃された。

湿布薬の処方制限

1 処方の湿布薬の合計枚数の上限:(現行)10枚 ⇒ 63枚

- ・1処方につき63枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、当該超過分に係る薬剤料、処方箋料等は算定不可
- ・ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合は、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能